

〔第一問〕 —50点—

問 1 飲食業を営む居住者甲は、隣接する A 社が新薬の実験に失敗したことにより発生した汚染物質の影響によって、平成 25 年 3 月に損害が発生したので、同年 6 月に A 社から損害賠償金の支払いを受けた。当該損害賠償金は、① 3 ヶ月間業務を停止したことに対する補償、② 汚染した商品を廃棄したことに対する補償、③ 身体に異常が発生したことに対する補償を内容とするものであった。

また、居住者乙は、平成 25 年 9 月に発生した台風の影響によって、所有する住宅及び別荘について損害を受けた。

これらの場合の所得税の取扱いについて説明しなさい。

なお、「国税通則法」、「災害減免法」、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」に規定されている事項については、説明を要しない。

問 2 B 社に勤務していた居住者丙（平成 2 年 4 月入社）は、平成 25 年 6 月に退社したことから、確定給付企業年金法の規定に基づいて一時金を取得した。

また、懸賞クイズに応募していたところ、同年 8 月、C テレビの懸賞クイズに当選して 9 月に懸賞金を取得した。さらに、同年 12 月、D 新聞の懸賞クイズに当選して翌年 1 月に懸賞金を取得した。

この場合の所得税の取扱い及び確定給付企業年金法に基づく一時金の支払者における源泉徴収について説明しなさい。

なお、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」に規定されている事項については、説明を要しない。また、確定申告手続についても、説明を要しない。

〔第一問〕 -25点-

問1 各種所得（一時所得を除く。）のうち一時的な所得について、その意義を述べるとともに、課税標準の計算（各種所得の金額の計算を含む。）及び税額の計算における特異な取扱いを説明しなさい。

ただし、租税特別措置法に関する事項については、説明を要しない。

問2 居住者である甲が所有する株式の平成25年分の配当に関する事項は、次の【資料】のとおりである。

この【資料】に基づき、甲の平成25年分の配当所得について、その課税制度を説明しなさい。

なお、本年において甲は【資料】に掲げる配当以外の配当所得及び株式の譲渡による譲渡所得は有していない。

【資料】

- (1) 株式の銘柄 …… A株式会社（内国法人であり、東京証券取引所に上場している。）
- (2) 発行済株式総数 …… 12,500,000株
- (3) 所有株式数 …… 10,000株
- (4) 本年中に支払が確定した配当の額 …… 600,000円（1株あたり60円）

（注）復興特別所得税については考慮する必要はない。

〔第一問〕 —50点—

問 1 飲食業を営む居住者甲は、隣接する A 社が新薬の実験に失敗したことにより発生した汚染物質の影響によって、平成 25 年 3 月に損害が発生したので、同年 6 月に A 社から損害賠償金の支払いを受けた。当該損害賠償金は、① 3 ヶ月間業務を停止したことに対する補償、② 汚染した商品を廃棄したことに対する補償、③ 身体に異常が発生したことに対する補償を内容とするものであった。

また、居住者乙は、平成 25 年 9 月に発生した台風の影響によって、所有する住宅及び別荘について損害を受けた。

これらの場合の所得税の取扱いについて説明しなさい。

なお、「国税通則法」、「災害減免法」、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」に規定されている事項については、説明を要しない。

問 2 B 社に勤務していた居住者丙（平成 2 年 4 月入社）は、平成 25 年 6 月に退社したことから、確定給付企業年金法の規定に基づいて一時金を取得した。

また、懸賞クイズに応募していたところ、同年 8 月、C テレビの懸賞クイズに当選して 9 月に懸賞金を取得した。さらに、同年 12 月、D 新聞の懸賞クイズに当選して翌年 1 月に懸賞金を取得した。

この場合の所得税の取扱い及び確定給付企業年金法に基づく一時金の支払者における源泉徴収について説明しなさい。

なお、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」に規定されている事項については、説明を要しない。また、確定申告手続についても、説明を要しない。

【応用問題4】

小売業を営む居住者Aが、店舗に大型トラックが突入したことによって加害者から次の損害賠償金を受けた場合の取扱いをそれぞれ述べなさい。

1. 店舗の損害に対する損害賠償金
2. 破損した商品に対する損害賠償金
3. 店舗の修理期間中の従業員給料等の諸経費に係る損害賠償金
4. 店舗の修理期間中の売上げの減少に対する損害賠償金
5. Aが負傷したことによる治療費に充てるための損害賠償金

解 答

1. 店舗の損害に対する損害賠償金（法9①十七、令30）

不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金であるため、非課税とされる。

なお、損害賠償金は、店舗に係る資産損失額の計算上控除する。

2. 破損した商品に対する損害賠償金（令94）

商品につき損失を受けたことにより取得する損害賠償金で、事業所得に係る収入金額に代わる性質を有するものであるため、Aの事業所得の金額の計算上総収入金額に算入する。

3. 店舗の修理期間中の従業員給料等の諸経費に係る損害賠償金（令30）

Aの事業所得の金額の計算上必要経費に算入される金額（諸経費）を補てんするための損害賠償金であるため、Aの事業所得の金額の計算上総収入金額に算入する。

4. 店舗の修理期間中の売上げの減少に対する損害賠償金（令94、法90）

事業所得を生ずべき事業の休止によりその事業の収益の補償として取得する損害賠償金であるため、Aの事業所得の金額の計算上総収入金額に算入する。

なお、3年以上の期間の事業に係る収益の補償として受けるものである場合には、臨時所得とされ、一定の要件に該当するときは、平均課税による税額計算の適用がある。

5. Aが負傷したことによる治療費に充てるための損害賠償金（法9①十七、令30）

心身に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金であるため、非課税とされる。

なお、損害賠償金は、医療費控除額の計算上控除する。

している。)

(2) 新規テナントから受領した敷金 150,000 円のうち、返還不要の金額 30,000 円

(3) テナント退去に伴う原状回復費用の敷金相殺額 80,000 円(なお、原状回復にかかった修繕費は、管理費等に含まれている。)

3. 中古アパート及び太陽光発電装置の取得価額は次のとおりである。取得費及び減価償却費は管理費等に計上されていない。

(1) 建物の取得

取得価額 65,000,000 円

耐用年数 47 年(鉄骨鉄筋コンクリート造)

経過年数 10 年

取得日 平成 25 年 5 月 1 日(取得日から事業の用に供している。)

(2) 太陽光発電装置の取得

取得価額 4,800,000 円

耐用年数 17 年

取得日 平成 25 年 7 月 10 日(取得日から事業の用に供している。)

【資料Ⅲ】

乙は、本年 3 月末に A 社を退職しており、A 社から 20,000,000 円の退職慰労金の支給を受けた。この退職慰労金は、A 社の退職金規定に基づいて支給されており、その内訳は、従業員として勤務していた期間の退職慰労金として 8,000,000 円、役員に就任していた期間に対する役員退職慰労金として、12,000,000 円の合計額となっている。なお、従業員としての勤務期間は 22 年、役員としての勤務期間は 4 年である。

【資料Ⅳ】

乙は、本年 3 月に乙の父から相続して経営をしていた非上場の A 社株式を親族後の後継者である丙と発行会社である A 社に譲渡した。乙の所有株数は、発行済株式の 80 % に相当する 320 株で、そのうち 200 株を丙に譲渡して、120 株を発行会社である A 社に譲渡した。A 社の資本金額は 20,000,000 円、利益積立金は 35,000,000 円である。譲渡価額は、一株当たり 150,000 円で、乙の父が A 社設立時に払い込んだ金額は一株当たり 50,000 円である。

また、父の相続は平成 22 年 1 月に発生しており、相続により取得した財産の課税価額は 350,000,000 円で、そのうち A 社株式の課税価額は 50,000,000 円である。なお、その相続により支払った相続税の総額は 780,000 円である。

**留意点 特定役員退職手当等**（法30④、⑥、令71の2）**1 意義**

特定役員退職手当等とは、次に掲げる者で勤続年数が5年以下であるものが支払を受ける退職手当等をいう。

- (1) 法人の役員（取締役、執行役、監査役、理事、監事など）
- (2) 国会議員、地方公共団体の議会の議員
- (3) 国家公務員、地方公務員

**設 例**

甲は平成22年4月1日からA株式会社に役員として勤務していたが、本年3月31日に退職し、退職金として8,000,000円（税込金額）の支給を受けている。

**解 説**

勤続年数5年以下である法人の役員が支払を受ける退職手当等の退職所得の金額は、2分の1をしない金額となる。

退職所得の金額

- (1) 収入金額
8,000,000円
- (2) 退職所得控除額
※
 $400,000円 \times 3年 = 1,200,000円$
※ H22.4/1～H25.3/31 ⇨ 3年
- (3) (1)－(2)＝6,800,000円

2 特定役員退職手当等と一般退職手当等（特定役員退職手当等以外）がある場合

その年において支払を受ける退職手当等の一部が、特定役員退職手当等に該当する場合の退職所得の金額は、次の算式より計算した金額とする。

（例）使用人から役員に昇格後、役員を退職し退職手当等（使用人期間分及び役員期間分）を受け取った場合

- (1) 特定役員退職手当等
 - ① 収入金額
 - ② 特定役員退職所得控除額
 - ③ ①－②
- (2) 一般退職手当等
 - ① 収入金額
 - ② 退職所得控除額－特定役員退職所得控除額
 - ③ $(①－②) \times \frac{1}{2}$
- (3) (1)＋(2)＝退職所得の金額